

令和8年度第1回山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会 議事録

1 日 時 令和8年8月25日（火） 午後2時から午後3時30分まで

2 場 所 あこや会館 特別会議室（オンライン併用）

3 出席者等

（1）出席委員（五十音順、敬称略）

渋谷 みどり、平 春来里、武田 朋泰、三浦 秀一、横山 潤

（2）県・事務局

環境エネルギー部長

松岡 将

環境エネルギー部エネルギー政策推進課長 粕谷 伸幸

4 会議の概要

（1）開会

（2）挨拶（環境エネルギー部長）

（3）委員紹介

（4）協議「再生可能エネルギー発電事業の認定基準について」

資料に沿って事務局から説明後、協議を行った。

<協議概要>

○ 再エネ発電事業計画の認定基準について

（横山委員）認定までに行われているべき法的手続について、例えば環境影響評価法の場合、認定は環境影響評価の手続に入る前の段階で行うということか。そうであれば、環境影響評価の手続が始まっておらず、正しく履行されているかどうかかわからないのではないか。関連法令の手続がどの段階であれば認定が行われるイメージなのか。

（事務局）関係法令の全ての手続が終わるのを待っているとかなり先に進んだ状態になってしまうため、所管官庁とのコミュニケーションが取られていて、必要な手続を進めている状況が確認できれば、法令に則った状態になっていると判断し認定することとしている。

（三浦委員長）確認だが、再エネ条例に基づく住民説明会の後にアセスの手続が始まるということか。認定基準では、アセス法に違反していないことも必要になってくると思うが、認定申請の段階までにアセスは進んでいるという想定なのか。

（事務局）事業者は、事業計画を立てた段階で県や市町村との協議を始めて、その後の地元での説明会や事業計画案に対する利害関係者の意見募集が終わった後に、それらの状況を踏まえてアセスの手続に入っていくイメージ。なお、再エネ条例の説明会は、FIT/FIP制度で義務付けられている住民説明会と兼ねて実施することも可能としている。

この条例に基づいて地元とのやり取りがなされ、地元の意見をしっかりと聞いた後に、それを反映した事業計画でアセスの手続を進めていただくよう助言している。

（平委員）県にはアセスの審査会もあると思うが、そちらの意見も踏まえて審査を行うのか。

（事務局）アセスの審査会は、アセス法やアセス条例に基づいた手続の中で、環境を専門とする皆様からご意見をいただくもので、再エネ条例の手続とは直接リンクしていないが、最終的には両者の整合性についても確認しながら認定することになる。

（平委員）そうすると、アセスの対象となる環境よりも広い環境について議論することになると思うが、その際に住民説明会に出た意見や市町村の意見を取りまとめて審査会で共有されるということか。

(事務局) そう考えている。

(平委員) 長野県の条例で、申請者自身、つまり事業者がこの方々は関係者だと思われるということを事業計画に反映させて提出して、それが十分かどうかを判断するという仕組みがある。何を基準にするかが難しい中、事業者から提示されるという仕組みがあってもよいと思う。

(三浦委員長) 関係者とは誰かというのを事業者が定義するということか。

(事務局) 長野県の条例については把握していないが、本県の再エネ条例の場合、ある程度幅広に地元住民との合意形成を促していくため、その相手方については、発電設備の種類や大きさによるほか、地元をよく知る市町村から事業者に助言していただくようお願いしており、事業者はそれに基づいて関係者の範囲を設定することとなっている。そのベースになっているのがFIT/FIP制度における関係者の範囲で、市町村に相談していただいて、説明会の対象になる住民の範囲を決めていただくこととしている。

○ 利害関係者等の意見の取扱いについて

(横山委員) 今回、生活環境に整理したもののほとんどは環境影響評価に含まれている項目なので、アセスの対象の事業者は当然にその後それらの手続を実施することになるので、あまり問題はないと思う。だが、アセスの対象の規模要件が上がっていて、比較的小規模の発電事業については環境影響評価をやらなくてもよいので、そういうものについてきちんと整理して事業者伝えていくことがかなり重要ではないかと思う。

(事務局) アセスに該当しない小規模なものも、地元との調和が取れたものにするために、市町村や地元の方から意見として出していただき、それを「条件」という形で明示することとしたい。そうすることで、昨今の再エネに対する地元の理解が厳しさを増している中で、その事業が地元で根差したもの、調和の取れているものであるということを地元の方にも幅広く認識していただきたいと考えている。

(三浦委員長) アセスでは、地元の住民が懸念する点があれば声を上げ、それに対する対応案は準備書や評価書の中で明らかにするという仕組みになっている。この条例でも、地元住民がやってほしいことを示し、事業者がそれを受けてやることを何らかの形で表していくことで、懸念や心配事に対応していくということだと思う。

前回議論した、地域のメリットを実現していくという仕組みでは、地元住民と事業者との間でコミュニケーションをしっかりととり、懸念への対応について住民側から意見を出してもらい、それに対して事業者が対応策を返すという仕組みも併せてやっていくことで、アセスの対象にならないものについての懸念もある程度クリアしていくことができるということだと思う。

(三浦委員長) 4ページの認定基準について、和歌山県のような具体的基準はないということだが、今回もそういった細かい基準は定めないということではいいか。

(事務局) 結論から申し上げますと、条例を改正してこういった基準を設けることは考えていない。理由としては、これらの基準は、基本的に他の法令の基準と同様のものとなっており、本県の条例では他法令の遵守を求めていることから、現在の規定でも同様のところは読み取れると考えている。

(三浦委員長) 条例その他関係法令に違反するかどうかというところで読み取れるということだと思うが、その場合、アセスの対象規模以下の案件は、この「関係法令」の中で読み取れるか。

(事務局) アセスもあくまで環境の影響を評価するものであり、その事業がやれるかやれないかという基準ではないと認識はしている。認定自体よりも、地元の懸念材料をきちんと把握し、それに対する対応を事業者側に求めるというところが、アセスの本質だと思うが、それと同様の効果は、意見の聴取と、それに対する対応を求めるというところで、ある程度同様の効果を期待できるものと考えている。

(武田委員) 事業計画案が公表されて、利害関係者が意見書を出して、その意見書の内容に応じて付される条件が決まるということだが、地元住民の説明会である程度の意見の吸い上げはあると思うが、正式な条件の内容は、ある程度事業が進んだ段階でないとわからないとなると、利害関係者の意見で厳しい意見が出て、付される条件のハードルが高くなった場合、事業計画自体が立ち行かなくなるといった懸念はないか。

(事務局) そのような懸念もあり得るが、条例上、利害関係者の意見は事業者にはフィードバックして、必要なものについては計画案を修正いただくことになっている。実務上は、この段階で県と事業者でいただいた意見を踏まえて計画の修正が必要な部分があれば整理して、事業者の考え方も確認した上で、更に対応が必要なものがあれば条件とするという流れを想定している。こちらで一方向的に条件をつけるというよりは、前段としてある程度事業者ともコミュニケーションを取った上でつけることになる。

(武田委員) 事業者の予測可能性を確保しておくことで、事業者としても事業を進めやすくなると思うので、提出された利害関係者の意見によって条件がつく場合があるということを事前にアナウンスしておくのがよいと思う。

(事務局) その点については実務上留意して進めたい。

(三浦委員長) その点も考慮して、条件の想定事例が比較的現実的なものとなっているということか。そうすると、この条例の一番のポイントは、最初のアセスの前の段階での協議ということか。

(事務局) 条例の趣旨からしても、そこが基盤だと思っている。事業計画案が固まる前に、地元の方とのコミュニケーションをしっかりとっていただいて、地元からも受け入れられるものにしていただく。それをアセスの前にやっていただくことが、この条例で一番重要なところなので、そこをしっかりと実のあるものにしていくことが大事になってくる。

(三浦委員長) 大きな修正は、その初期段階でまず検討することになる、と。

(平委員) 条例の趣旨からすると、対事業者だけではなく、対市町村に対しての意識づけになっているということが、この条例の手順の中でとても大事だと思っている。市町村の条例がある場合は、県の条例の手続を省略できる規定があるが、市町村で規制を上乗せしたい場合は、事前に規定しておくことで違反していないかどうかの判断の幅を増やせる。市町村で先に決めておけば、それにより県でも違反していないかどうかを判断することができる。

認定には複数の段階がある。改正地球温暖化対策法の促進区域では、国の基準に更に都道府県の基準も設けられるが、青森県では条例と促進区域の県基準が合致しており、更に市町村が促進区域から外したい場所があれば、例えば、自然公園の普通地域も促進区域から外したいのであれば、事前に市町村で議論してもらうよう、県として市町村とコミュニケーションを取っている。山形県の場合、そのような促進区域との兼ね合いや市町村とのコミュニケーションについてはどのような想定をしているか。

(事務局) 前提条件として、この条例の認定基準にある「他法令」には、市町村の条例も含む。そのため、市町村で独自に基準を設定しているのであれば、その基準に適合していないものは、この条例の認定にはならない。

市町村とのやりとりについては、我々も非常に重要な部分だと思っている。実際に案件が出てきた場合に、住民が頼りにするのは市町村。先程のご紹介のとおり、温対法上、促進区域として再エネを促進すべきエリアと、自然を優先すべきエリアを設定することができるのも市町村の役割になっている。ベースに国の考え方、その上に県の考え方があり、個別には市町村で設定していただくのが基本的な流れ。昨年、県の基準を策定し市町村にも周知しているが、案件がある市町村とない市町村では、そういったものの認識や捉え方に温度差がある。

県と市町村との役割分担や連携が非常に重要だと認識している。先日、市町村と、再エネ条例の趣旨や流れについて改めて説明し、意見交換をしたところ。市町村とも連携

して事例を積み上げ、地域と共生する再エネの導入を進めていきたい。県内 35 市町村の全体的な意識の底上げということも意識しながらやっていきたい。

(平委員) 市町村ごとの条例を作ることはハードルが高いが、他の手法もある。最近、都道府県と市町村の再エネ関連の条例を調べていて、長野県では、あえて村単位の条例をなくして、代わりに長野県の条例で対応するという方針としたところもある。県の条例をどの程度まで細かく対応し得るものとするのか、ガイドラインでの対応とするのか、というところは議論の余地があると思う。

(渋谷委員) 認定の意義について、条例等に違反していないか確認することが一番の意義だと説明があったが、それに加えて、地域住民への説明というのも重要。今後も認定にあたって、事業者には、地域住民への説明をとにかく丁寧にやっていただくということを周知していく必要があると思う。

(事務局) やはり事業者と住民との合意が一番大事なところ。事業者に努力してもらい、住民に理解していただくことについては、なお一層指導を徹底したい。

(横山委員) この条例がうまく機能していれば、地域との軋轢は徐々に生じなくなると考えられる。でも実際は、計画されたが地元の反対が強く、白紙になっているものがいくつもある。地元の住民は、経験を積んだことで案件が出て反対ならこう対応すればいいというのがわかってきた。計画を進めていても、住民から反対されたらすぐにやめるという流れもあり、大きな軋轢は減ってきているが、再エネの推進という観点からは好ましくない。県として、どちらに軸足を置いてやっていくのか。究極の判断としてどちらを重視するのかを差し障りのない範囲で聞きたい。

(事務局) 国は、メガソーラーの不適切案件を受けて、地域と協調した再エネを進めると昨年から示している。最終的にどちらかを取るということではなく、様々な公益がある中で、全体のバランスを取って進めていく。地域の資源である自然を使って事業をしているので、何らかの形で地元還元をするといった考え方も一般的になってきている。そういうことをしっかり考えている事業者もいるということを、地元住民にも知っていただくことで、両立ができると考えている。そこを何らかの形でしっかり示していきたい。

(横山委員) 両立を目指すなら、最初に話を聞く相手が事業者ではないことが大事だと思う。知っている人から話を聞くと、知らない人がやって来て話をするのでは、山形県をはじめ東北地方の地域性からすると全く対応が違ってくる。自治体に話が来たら、できるだけ早く住民に話をすること。自治体から事前に、住民説明会があるから先入観なく聞いてほしいと言われるのと、急に事業者が来て説明会をやりまうと言われるのでは、特に他地域の事業者の場合は、全く違う。そこが多くの再エネ事業にとって本質的に重要な問題だと思っているが、そこをこの条例でしっかりとやっていただきたい。

(事務局) そこも配慮して取り組みたい。

(平委員) 県でできることとして、ガイドラインや手引きに考え得る状況をあらかじめ記載しておくことで、事業者の心理的なハードルを下げたり、市町村にとっての想定を広げておくということがあると思う。そういったことをこの審議会で話す機会が持たれてもいいと思う。例えば、条件については、定期的な保守点検の結果の報告を義務付けるとか、生活環境の懸念があれば、どのような内容でも速やかに対応するとか、県の認定後も適宜協議の場を設けるとか、大規模営農型であれば収量や生育状況を報告するといった具体的な条件の事例をガイドラインに示すことも考えられる。

(事務局) ガイドラインや手引きなどで示していくというのは、我々の考え方とも一致している。地域裨益を目的としたガイドラインを考えているが、当然、それだけではなく、地元の方が不安なところの解決策も、例示として示して、それを地元と事業者との協定に明記するというものと考えている。そういった仕組みの有効性について、市町村とも話をしているところ。皆様をはじめ多方面からご意見をお聞きし、改善を図りながら、

両立ができる仕組みとなるようガイドラインや手引きを充実させていきたいと考えている。

(三浦委員長) 先程から、地域裨益が必要だという話や、完成後の定期的なコミュニケーションについて事業者と地域で協定を結んでといった話があったが、これは最終的には手引きに記載する予定か。

(事務局) ガイドラインとして県で定めて、広く皆様に周知を図るところを考えている。現在は市町村と内容の検討を進めている段階なので、ある程度仕組みが固まったところで、またこの場でご意見をいただきたい。

今日の議論の結果は、別途進めている条例の手引きの見直しに反映する予定。

(三浦委員長) 時期的な目標はあるか。

(事務局) 手引きについては、現在、市町村に変更すべき箇所などがないか意見を聞いており、それらを加味して、今日の認定基準を入れ込んだものを、それほど時間をかけることなくまとめたいと考えている。

協定のガイドラインについては、目標としては年度内での公表を目指して、市町村との調整等の作業を進めている。

(渋谷委員) 再生可能エネルギーの発電事業は、地球環境に配慮した前向きなものでもあるので、県からも地域住民にメリット等を説明する機会を作っていただければよいのではと感じた。

(5) その他
なし

(6) 閉会